

一般財団法人豊中市住宅協会に対する事業運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅及びこれに附帯する施設の建設、賃貸・譲渡、管理その他住生活に資する事業を実施する一般財団法人豊中市住宅協会（以下「住宅協会」という。）に対し補助金を交付することにより、豊中市の発展に寄与することを目的とする。

(豊中市補助金等交付規則との関係)

第2条 補助金の交付については、この要綱に規定するもののほか、豊中市補助金等交付規則(昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。)の定めるところによる。

(補助事業等)

第3条 補助対象事業は、優良賃貸住宅事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条の事業のうち人件費、支払家賃、支払駐車場使用料、支払共益費、支払車庫証明書手数料を除く経費とする。

(補助金の額)

第5条 市長は、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する（但し、限度額を1千500万円とする。）ことができる。

(補助金の交付の申込み)

第6条 住宅協会は、補助金交付申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業実施日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 前年度決算書（期限までに提出できないときは、決算の確定後速やかに提出すること。）
- (4) 定款
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第7条 住宅協会は、次の各号の条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金は、当該年度の予算に組み入れること。
- (2) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (3) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(補助金の決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を当該申込者に対し補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第9条 補助金の交付は、毎年度、上半期分を4月に、下半期分(概算)は9月に、精算は当該年度完了後に行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に交付することができる。

(実績報告書)

第10条 住宅協会は、補助金実績報告書(様式第3号)を補助事業が完了した日の翌日から起算して30日以内に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、期限までに提出できないときは、決算の確定後速やかに提出しなければならない。

- (1) 実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(随時検査)

第11条 市長は、住宅協会に対して、その事業を適切に行なわ

せるため、随時、帳簿、書類等の提出を求め、必要な検査又は指示をすることができる。

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、第10条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて当該報告書等の書類の審査等を行うことにより調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助金の交付の決定を受けた者に対し補助金交付確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 次の各号に掲げる場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金をその目的以外に使用したとき。
- (2) 事業を中止し、又は市長において事業遂行の見込みがないと認めるとき。
- (3) 補助金の額に比し、剰余金を生じたとき。
- (4) この要綱に基づく指示、条件に違反したとき。
- (5) 随時検査を拒んだとき。
- (6) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、都市計画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 2 月 7 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

(様式第 1 号)

補助金交付申込書

豊住協第 号
年 月 日

(あて先) 豊中市長

申込者 住所
氏名 ④
(法人又は団体の場合は、
その名称及び代表者名)

一般財団法人豊中市住宅協会に対する事業運営費補助金交付要
綱第 6 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類
を添えて申し込みます。

補助金の名称	
補助金申込額	円

(様式第2号)

豊都住第 号

補助金交付決定通知書

年 月 日

様

豊 中 市 長 ⑩

年 月 日付豊住協第 号において申込みのあった補助金については、次のとおり決定したので、一般財団法人豊中市住宅協会に対する事業運営費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助金の名称	一般財団法人豊中市住宅協会に対する事業運営費補助金
補助金交付決定額	円

交付の条件

(様式第3号)

補助事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 豊中市長

申込者 住所
氏名 ⑩
(法人又は団体の場合は、
その名称及び代表者名)

年 月 日付豊住協第 号で申込み、
年 月 日豊都住第 号で交付決定された補助事業等
に係る実績を一般財団法人豊中市住宅協会に対する事業運営費補
助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告しま
す。

補助事業等 の名称			
事業等着手 年月日	年 月 日	事業等完了 年月日	年 月 日
事業の経過 及び 事業の概要			

(様式第4号)

豊都住第 号

補助金交付確定通知書

年 月 日

様

豊 中 市 長 印

平成 年 月 日付で報告のあった補助金については、次のとおり確定したので、一般財団法人豊中市住宅協会に対する事業運営費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

補助金の 名称	一般財団法人豊中市住宅協会に対する事業運営費補助金
補助金等 交付決定額	円
補助金等 交付確定額	円